

第2回定例委員会会議録

教 育 長) 開会宣言

教 育 長) 会議成立の宣言

教 育 長) 会議録署名委員の指名（浅井委員）

教 育 長) それでは、審議に入ります。日程第1、第2号議案「芦屋市奨学金給付規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。提案説明を求めます。

管 理 課 長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

小 石 委 員) 県の奨学金制度は、国が県に補助金を出しているということですか。

管 理 課 長) 国の補助事業として県が実施しているものです。

教 育 長) 非課税世帯の第1子は、市と県が重複して支給しているのですか。

管 理 部 長) 全員重複して支給しています。

管 理 課 長) 対象となる可能性がある方へは、県と市の両方の申請をしていただくようにご案内しています。

越 野 委 員) 年々県の奨学金が増額しているのは、奨学金の合計金額自体を増額しようというのではなくて、市の負担を減らそうという考え方でいいのでしょうか。

管 理 課 長) 県は毎年増額をしていますが、例えば公立高校では、実際に就学にかかる費用は、国の調査では授業料込みで大体年間27万円ぐらいです。私学はもう少し高額になります。授業料を実質無償にするため、就学支援金として年間で約12万円支

給されます。それ以外の学用品等にかかる費用については、一般的に、約15万円程度であることが示されています。

芦屋市奨学金で、どこまでそれをサポートするかを考えた場合、例えば県の奨学給付金については、非課税世帯の第2子で約13万円が支給されます。これに対して芦屋市奨学金を従来のままの金額で支給すると、第2子以降は合計で20万円弱の支給金額になり、実際にかかる金額を超えてしまうケースも出てきます。平成26年度のその点を検討した結果、市と県の併給は不可とすることにしました。

では、第1子の支給額合計額についてですが、第2子の教育にかかる経済的負担軽減を図っていく考えのもとでは、第2子の支給合計額を上回ることは考えられません。現在10万円弱の金額で推移しており、本市では、該当金額が適当であると考えています。参考資料で説明いたしましたが、近隣の尼崎市、西宮市、及び宝塚市で第1子についても併給不可としています。つまり、市の第1子への支給はない状況でございます。

管 理 部 長) 県が段階的に補助金を増やしているのは、市の奨学金の負担を減らそうという趣旨ではなく、必要な額を段階的に増やしていることによるものです。その金額を据え置きにしておくと支給合計額がどんどん増えていくので、市の補助金額を調整しているということです。つまり趣旨としては、市の負担を減らそうということではありません。

越 野 委 員) 仮に県の補助が10万円程度まで増加した場合、市の補助はなくす可能性もありますか。

管 理 部 長) 本市としてはそう考えています。平成29年度の県の補助

額が7万円になったことを受けて、尼崎市・西宮市及び宝塚市は市の補助をなくしました。

浅井委員) 今後も県が段階的に増額し、補助を拡充していく可能性はありますか。

管理部長) 県の第2子の補助額は12万9、700円です。現在第1子の補助額を徐々に増額していますが、経済的な負担は第2子のほうが大きいという前提で格差を設けていますので、第1子の補助金を12万9、000円まで増額するかどうかはまだ定かではございません。

近年、第1子の補助金を第2子の額に近づけようとする動きはあります。

教育長) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

〈第2号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

教育長) 次に、第3号議案「平成30年度芦屋市要支援児童等教育支援委員会委員の委嘱又は任命について」を議題とします。提案説明を求めます。

学校教育課主幹) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教育長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

では私から伺います。委員について、29年度と変更はありましたか。

学校教育課主幹) 今年度は行政関係者区分のこども・健康部健康課長が異動により変わりました。また、要支援児童の担当は芦屋市こども・健康部子育て施設担当課長が実際は対応しています。今年度より芦屋市こども・健康部子育て推進課長に代わり、施設担当課長を委員に任命いたします。

教 育 長) 実際の業務に応じて任命するということですか。

学校教育課主幹) そのとおりです。

越 野 委 員) この会は、障がいのあるお子さん一人一人について就学先や教育的支援をどのようにしていくかを審議していく会という位置づけでしょうか。

学校教育課主幹) 規則の第8条に専門部の規定がありますが、専門部を立ち上げて、幼稚園や保育所、そして小学校6年生の児童の様子を接見に行き、最終的に判断して、どういう方向がいいか求めていきます。

越 野 委 員) このことについては「委員会に専門部を置くことができる」とありますが、基本的には毎回専門部を立ち上げておられるのですか。

学校教育課主幹) 児童の状況判断については、複数人数で行う必要がありますので、専門部のうち特別支援を担当されている先生方に協力をお願いしております。

浅 井 委 員) 就学に関する調査及び審議の方法は主に書類ですか。

学校教育課主幹) それ以外には保護者からのご相談であったり、もしくは実際に幼稚園・保育園、小学校で支援を受けている児童・園児の様子を見たりして最良であると最終判断したものを市に答申します。

浅井委員) 必要があれば、面談をされているということですか。

学校教育課主幹) 必要に応じて保護者との面談も行われています。

浅井委員) 一人一人の児童の就学に関する審議はされておられますが、その後のフォローはどうしていますか。

学校教育課主幹) 小学校入学後1年生での就学の様子は追跡調査いたします。

浅井委員) わかりました。

教育長) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

〈第3号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

教育長) ここでお諮りいたします。第4号議案「平成30年度芦屋市義務教育諸学校教科用図書選定委員会委員の委嘱又は任命について」ですが、その提案内容に、教科用図書の採択に係る事務を行う個人名が掲載されており、公開で審議することにより、公正公平な選定作業が損なわれる恐れがあり、意思形成過程の情報と位置付くものですので、非公開で行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認め、そのように決定いたします。

あわせて、審議の順番ですが、傍聴者は退席することになりますので、本定例会の後半に審議を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めそのように決定いたします。

また、次の、第5号議案「平成31年度使用芦屋市義務教育諸学校教科用図書採択に関する基本方針（案）について」ですが、先の第4号議案の内容を踏まえたものとなっておりますので、第4号議案の審議後に審議したいと思いますが御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認め、日程第2の専決報告第14号までが終了した後、第4号議案を非公開で行い、最後に第5号議案を公開で行うことと決定いたします。

教 育 長) 次 に、第 6 号 議 案 「 平 成 3 0 年 度 芦 屋 市 教 育 研 究 部 会 研 究 員 の 委 嘱 に つ い て 」 を 議 題 と し ま す 。 提 案 説 明 を 求 め ま す 。

打出教育文化センター長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長) 説 明 が 終 わ り ま し た 。 質 疑 は ご ざ い ま せ ん か 。

越 野 委 員) 今 年 度 、 自 主 研 究 部 会 は 新 た に 募 集 を さ れ た と い う こ と で す が 、 指 定 研 究 の 4 つ の 部 会 に つ い て も 、 募 集 を し ま す か 。

打出教育文化センター長) 打出教育文化センターと学校教育部が今年度、芦屋市の研究課題、教育課題として必要であると判断した研究部会です。部会の設定の趣旨にもありますように、1つ目の授業改善部会については、新学習指導要領の「主体的・対話的で深い学び」が実現できる授業の研究を行います。また外国語教育部会では小学校に英語が入りましたので、幼稚園から導入するための研究を進めていくものです。そして、体力向上については芦屋市の小中学生、幼稚園も含めた課題ですので、その課題改善のた

めの部会です。特別支援教育については、長らく研究を続けていますが、本年度、20台のiPadを特別支援用に導入していますので、その活用についての研究を進めるために今年度新たに部会を設定いたしました。

越 野 委 員) それぞれの部会に所属される先生方は、自主的に応募されるのですか。それとも、それぞれ割り当てなどがあるのでしょうか。

打出教育文化センター長) 各校1人ずつ出るなどの割り当てはありません。自主的に参加しています。

越 野 委 員) 各部会で人数の制限はないのですか。

打出教育文化センター長) はい、ございません。

浅 井 委 員) 従来、各部会に担当指導主事の先生が参加されていたと思います。今年度はいかがでしょう。

打出教育文化センター長) 今年度は外国語教育部会について、葛尾指導主事に入ってくださいますが、その他の部会については講師の先生を選定して、打出教育文化センターの教員と合同で進めていきます。

浅 井 委 員) わかりました。

昨年まで芦屋おもしろ自然観察・遊び部会や、ユニバーサルデザイン授業づくりなど細かい内容の研究部会が立ち上げられていました。今年度は授業改善や体力向上、食育など大きな課題に対応するための部会になっていますが、募集要項に「研究成果を芦屋市教育研究部会報告会で発表し、芦屋市教育研究部会の冊子に部会のまとめとメンバー全員の報告書を掲載する」となっていますので、年度の終わりに研究のまとめを報告していただきたいと思います。それによって、我々にも研究の成果

がわかりますので。

小石委員) これまでは、研究報告書の提供はされていなかったでしょうか。

打出教育文化センター長) 毎年2月の報告会で実践報告をして、その内容をまとめた冊子を全教員に配布しています。

小石委員) 教育研究部会を通して、参加した先生方が力をつけ、他の先生方もその研究成果を生かしていくことを期待しています。

木村委員) A-netとは何ですか。

打出教育文化センター長) 芦屋市の教育情報ネットワークシステムです。小中幼稚園の教員のパソコンに教員共通のフォルダを設定しており、その中に芦屋市教育研究部会のフォルダもあり、研究成果をまとめたものを資料として授業に活用することができるようにしています。

木村委員) 全教職員がアクセスできますか。

打出教育文化センター長) できます。

木村委員) わかりました。

教育長) 実施に際しては、教員の主体性を重んじたのだと思いますが、自主研究以外の4教育部会に部員として全く入っていない小学校もあります。特に外国語は小学校に導入された非常に大事な時期ですし、指導主事も加わりますので、機能的に行い、参加していない小学校にも何らかの形で研究成果を還元し、先生の意欲につながっていくように工夫してほしいと思います。

学校教育部長) こうした研究部会となっている外国語や体育などは、これとは別に担当者会を開催し、日々情報を共有したり話し合いを行ったりします。研究部会の研究成果や実践での情報を各学校

で少しずつでも反映させていけるよう、この担当者会で紹介していきたいと思います。

教 育 長) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

〈第6号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

教 育 長) 次に、第7号議案「平成30年度芦屋市青少年育成愛護委員の委嘱について」を議題とします。提案説明を求めます。

青少年愛護センター所長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

青少年愛護センター所長) 全214名中、211名が女性で精道小、潮見小、山手小で各1名ずつで3名が男性です。男性の参加をお願いしていますが、現状はなかなか難しいです。

木 村 委 員) 女性でパート等ではなく、常勤の方はどれくらいおられますか。

青少年愛護センター所長) 正確にはわかりませんが、たくさんおられます。

木 村 委 員) 愛護委員の見守り活動の拘束時間はどれくらいですか。

青少年愛護センター所長) 朝は、挨拶運動に参加し、登下校を見守ります。また午後2時、3時のパトロールや夜間7時、8時にパトロールをします。女性ですので、3人以上でパトロールしていただくようにしています。昨年度、愛護委員とわかるように、腕章を目立つものに変更しました。

木村委員) 夜7時、8時なら男性でも退社後にパトロールできるので、部分的にでも父親が愛護活動に参加できるようにしていけたらいいなと思います。男性の愛護活動への参加を今後の検討課題にしていただきたいと思います。

青少年愛護センター所長) ありがとうございます。

越野委員) 先日、中学校の役員決めで愛護委員を決めるときにも、常勤の保護者は昼間のPTA活動に出席するのは難しいが、愛護の夜間見守りなら参加できるので、愛護委員を希望される保護者の方はおられました。

浅井委員) 私も毎年思いますが、父親の参加を促したいです。このご時世では、PTA活動も今後変わっていかざるを得ないと思いますので、愛護委員の活動もPTA活動の一環であれば、参加も容易になると思います。ぜひ検討してください。

青少年愛護センター所長) はい、検討させていただきます。

小石委員) 「愛護だより」に記載されているような問題はどのような形で解決しているのでしょうか。

青少年愛護センター所長) 「愛護だより」は教育委員会の他、幼・小・保育所、中学校、そして市の公園緑地課など、市の各所に配っています。6月号は7月に配布しますが、内容は4月の報告です。以前は選別していましたが、現在は全ての報告を載せています。早急に対応すべき問題は月1回の班長会に愛護センター職員が参加し、担当課と直接協議し、解決を図っています。

小石委員) 今後、「愛護だより」に総論として、問題点と評価点を記載してもらえるとより読みやすいと思います。

青少年愛護センター所長) その点は検討させていただきます。

教 育 長) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

〈第7号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

教 育 長) 続いて日程第2、専決報告第6号「芦屋市立学校園医の委嘱について」を議題とします。提案説明を求めます。

学校教育課長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は承認されました。

〈専決報告第6号採決。結果、承認（出席委員全員賛成）〉

教 育 長) 次に、専決報告第7号「芦屋市社会教育委員の委嘱又は任命について」を議題とします。提案説明を求めます。

生涯学習課長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

では、私から伺います。議題に対しての確認ですが、現在の芦屋市社会教育委員は、4月1日現在から出身団体の総会を経て役職が変わることはありますが、変わることによって、芦屋市社会教育委員を辞任することはありますか。

管 理 部 長) 出身団体等の役職に関わらず、継続するということですね。

生涯学習課長) 今回変更になるのは山崎委員と今村一美委員だけです。ほかの委員についてはそのまま継続します。

教 育 長) 役職が変わっても、芦屋市社会教育委員は継続して務めていただけるので、役職が正式に変更した段階で再度、教育委員への配布をお願いします。

浅 井 委 員) よろしくをお願いします。

教 育 長) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は承認されました。

〈専決報告第7号採決。結果、承認（出席委員全員賛成）〉

教 育 長) 次に、専決報告第8号「芦屋市放課後子どもプラン運営委員会委員の委嘱又は任命について」を議題とします。提案説明を求めます。

生涯学習課長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長) 今回、多くの方が変わりました。

生涯学習課長) 附属機関等の委員就任につきましては、1人につき3機関内に制限することになっており、該当委員がおられましたので、その点を調整した結果、今年度は委員の変更が多くなっています。

教 育 長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

浅 井 委 員) 資料中、旧の方で通算在任期間が0というのはどういう意

味ですか。

生涯学習課長) 右側の通算在任期間は、この4月1日時点で何年目になるかということになります。

木村委員) 3月31日を過ぎた段階で1年になるので、その1日前なので0年ということですね。

生涯学習課長) そのとおりです。

浅井委員) 理解をしました。

教育長) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は承認されました。

〈専決報告第8号採決。結果、承認（出席委員全員賛成）〉

教育長) 次に、専決報告第9号「芦屋市スポーツ推進審議会委員の任命について」を議題とします。提案説明を求めます。

スポーツ推進課長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教育長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

浅井委員) 前回、芦屋市スポーツ推進委員の委嘱を承認し、その活動内容とリーフレットをお送りいただきました。この推進審議会はスポーツの推進に関する重要事項を調査・審議する会ですが、芦屋スポーツ推進委員と推進審議会との連携はありますか。

スポーツ推進課長) スポーツ推進審議会委員の古津委員は芦屋市スポーツ推進委員の会長です。スポーツ推進委員につきましては、古津委員から情報や御意見等をいただいています。

浅井委員) つまり、芦屋市スポーツ推進委員の方は実際に動いてくださる。推進審議会委員は芦屋市のスポーツ推進を審議する会議に出席し、日ごろの活動のことをお話しされたり、様々な審議に関わるということですか。

スポーツ推進課長) そのとおりでございます。

教 育 長) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は承認されました。

〈専決報告第9号採決。結果、承認（出席委員全員賛成）〉

教 育 長) 次に、専決報告第10号「「スポーツクラブ21ひょうご」芦屋市推進委員会委員の任命について」を議題とします。提案説明を求めます。

スポーツ推進課長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

木 村 委 員) 先ほどのスポーツ推進審議会委員では永松校長から荒谷校長に体育担当校長の交代に伴って変更になりますが、後藤校長から井岡校長にかわるのは、どういう役割での変更ですか。

スポーツ推進課長) 校長会からの推薦です。

木 村 委 員) 校長会の中で、スポーツクラブ21ひょうご担当を決めるということでしょうか。

スポーツ推進課長) 附属機関を含め学校長代表として多くの会議に委員として出席されておられると思いますので、これも委員の1つとして

代表を決めていただいたのだと思います。

木村委員) わかりました。

浅井委員) スポーツ推進審議会のメンバーと、スポーツクラブ21ひょうごのメンバーの中で3名が重なっておられます。大きく芦屋のスポーツ推進に関して考えるという意味での統合はできませんか。

スポーツ推進課長) スポーツ推進委員は市内を9ブロックに分けて、そのブロックごとにスポーツの指導や企画などをする役割を担っていただいております。スポーツクラブ21ひょうご芦屋市推進委員会の委員につきましては、各地域の実情を勘案し、具体的な事業の基本方針の策定や実施事業の会計書類の承認や確認等の役割を担っていただいております。つまり、役割自体が異なりますので統合は難しいと考えます。

浅井委員) スポーツ推進委員ではなく、スポーツ推進審議会委員は12名おられるので、スポーツクラブ21ひょうごともいろいろ審議することは可能ですか。

教育長)各学校ではコミスクの総会と、その後スポーツクラブ21の総会をして、学校ごとに審議をします。その上位機関としてスポーツクラブ21ひょうご芦屋市推進委員会があるという理解でよろしいですか。

スポーツ推進課長) そうです。

教育長)他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は承認されました。

〈専決報告第10号採決。結果、承認（出席委員全員賛成）〉

教 育 長) 次 に、専決報告第11号「芦屋市立公民館運営審議会委員の任命について」を議題とします。提案説明を求めます。

公 民 館 長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

越 野 委 員) 公民館運営審議会委員の中に日本AFS協会兵庫県支部という団体の方がおられますが、こちらはどのような団体でしょうか。

公 民 館 長) 留学生の受け入れをされている団体です。

教 育 長) この方は市内在住ですか。

公 民 館 長) そうです。

教 育 長) 委員等の一覧表を公表する場合、役職等は正確に記載してください。

教 育 長) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は承認されました。

〈専決報告第11号採決。結果、承認（出席委員全員賛成）〉

教 育 長) 次 に、専決報告第12号「芦屋市立青少年愛護センター運営連絡会委員の任命について」を議題とします。提案説明を求めます。

青少年愛護センター長)

〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長)

説明が終わりました。質疑はございませんか。

浅 井 委 員)

これは下岡きみ代所長の定年退職に伴う変更ですか。

青少年愛護センター長)

そのとおりです。

浅 井 委 員)

小学校長代表、中学校長代表、それから幼稚園長代表の先生方は、それぞれ代表は何年されておられますか。

青少年愛護センター長)

任期はそれぞれ輪番制で決めておられます。

学校教育部長)

例えば小学校長は8名ですが、県や阪神などのその年々に回ってくる役割分担も異なりますので、その都度調整します。その結果、委員を変更する場合があります。

青少年愛護センター長)

中学校の場合、3校しかありません。小学校とは違って、退職や異動がない限り変更するということはありません。

浅 井 委 員)

任期の制限はないということですね。

越 野 委 員)

この委員名簿には委員全員の年齢が記載されていますが、他の委員の名簿には年齢を載せていないものもあります。年齢を載せる理由はあるのでしょうか。

青少年愛護センター長)

生年月日か年齢は載せることにしています。芦屋市の附属委員は70歳未満とするという規定があります。青少年愛護センター運営連絡会委員の会長、副会長はともに70歳以上です。委員が高齢化していますので、規定を変えていく必要があると思われまますので、年齢を表記しています。

管 理 部 長)

政策推進課が附属機関の年齢に関する指針を定めています。70歳を超えて初めて委員になることはできないとか、年齢に係る制約もあります。その関係で年齢を書いている表と書いていない表が混在しています。委員会資料として、統一性

も含めて、今後検討したいと思います。

管 理 部 長) 公民館運営審議会、附属機関が、まさに70歳の年齢制限があるところに年齢記載はありません。

教 育 長) 教育委員会の会議資料にするものは明確な理由のもとに統一性をもたせてください。

他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は承認されました。

〈専決報告第12号採決。結果、承認（出席委員全員賛成）〉

教 育 長) 次に、専決報告第13号「芦屋市青少年問題協議会委員の委嘱について」を議題とします。提案説明を求めます。

青少年愛護センター長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は承認されました。

〈専決報告第13号採決。結果、承認（出席委員全員賛成）〉

教 育 長) 次に、専決報告第14号「芦屋市立図書館協議会委員の任命について」を議題とします。提案説明を求めます。

図書館長) <議案資料に基づき概略説明>

教育長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

<異議なしの声>

御異議なしと認めます。よって本案は承認されました。

<専決報告第14号採決。結果、承認（出席委員全員賛成）>

教育長) ただいまから非公開で審議いたしますので、傍聴者は退席願います。

<非公開審議>

教育長) 第4号議案「平成30年度芦屋市義務教育諸学校教科用図書選定委員会委員の委嘱又は任命について」を議題とします。提案説明を求めます。

学校教育課課長) <議案資料に基づき概略説明>

教育長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

浅井委員) 保護者代表の方は、両方とも小学校の保護者の方ですよね。中学校の保護者の方を入れるということは検討されませんか。

学校教育課長) 保護者の代表につきましては毎年芦屋市PTA協議会の保護者代表ですので、協議会からはその代表の方を推薦していただいております。特に中学校の保護者の方を入れないということではございません。今回は会長と副会長を推薦していただき、その結果がおふた方とも小学校の保護者であったということです。

越 野 委 員) 平成30年度はP T A協議会の担当校が岩園小学校ですが、鈴木さんは中学校のお子様もおられます。P T A協議会としても小学校の児童の保護者と中学校の生徒の保護者を選出するよう努めています。

浅 井 委 員) いろいろな視点から見た方が良いでしょう。P T A協議会の担当校が1校なので、どうしても同じ学校から2名出てしまうので、多少の偏りはあるのかもしれませんが。

小 石 委 員) 学校教科用図書選定委員会の委員に委嘱されることは、秘密であることを保護者の方々に必ず伝えていただく必要があります。

学校教育課長) 選定にあたっては公正・公平であることは徹底したいと考えます。

教 育 長) P T A協議会に推薦を依頼する場合、選出する委員を決定する際に情報を外に出さないよう配慮していただくことが大切です。この点を重々をお願いして進めていただくようにして下さい。

越 野 委 員) 市からもP T A協議会に説明があつて、学校教科用図書選定委員については、絶対外部に漏らさないようにということはP T A協議会でも十分周知されていると思います。

教 育 長) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

〈第4号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

教 育 長) 非公開での審議は終了いたしましたので、これより公開いたします。

〈非公開審議 終了〉

教 育 長) 第5号議案「平成31年度使用芦屋市義務教育諸学校教科用図書の採択に関する基本方針（案）について」を議題とします。提案説明を求めます。

学校教育課長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

先ほどの説明は、今年度教科書の採択で変えても平成31年度には新しい教科書をまた新たに選定しなければならないということですね。

学校教育課長) はい。

教 育 長) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

〈第5号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

教 育 長) 閉会宣言